

配分基準表(阿賀野市農業用機械導入支援事業補助金交付要綱 第5条「別に定める基準」)

No	取組項目	取組内容	配分ポイント	申請ポイント	必要な書類
1	作付面積の拡大【水稲・その他】	令和7年と比較して、令和8年の作付面積(水稲・その他)を <u>1.0ha以上</u> 拡大させる。	5		・営農計画書、農地台帳、農用地利用集積等促進計画等
		令和7年と比較して、令和8年の作付面積(水稲・その他)を <u>5ha以上</u> 拡大させる。	3		
		令和7年と比較して、令和8年の作付面積(水稲・その他)を <u>1ha以上</u> 拡大させる。	1		
2	作付面積の拡大【水稲・その他】(有機栽培)	令和7年と比較して、令和8年の作付面積(水稲・有機栽培)を <u>1ha以上</u> 拡大させる。	10		・営農・栽培等の実態を証する書類等 ・出荷伝票など有機栽培とわかる書類
		令和7年と比較して、令和8年の作付面積(水稲・有機栽培)を <u>0.2ha(20a)以上</u> 拡大させる。	5		
		令和7年と比較して、令和8年の作付面積(水稲・有機栽培)を <u>0.1ha(10a)以上</u> 拡大させる。	3		
		令和8年度に市で実施予定の有機栽培(水稲)に関する研修会等に参加する。	2		(市で確認します)
3	作付面積の拡大【園芸】	令和7年と比較して、令和8年の作付面積(園芸)を <u>30a以上</u> 拡大させる。	5		・営農計画書、農地台帳、農用地利用集積等促進計画、栽培したことがわかる写真等
		令和7年と比較して、令和8年の作付面積(園芸)を <u>10a以上</u> 拡大させる。	3		
4	作付面積の拡大【園芸】(有機栽培)	令和7年と比較して、令和8年の作付面積(園芸)を <u>5a以上</u> 拡大させる。	5		・営農・栽培等の実態を証する書類等 ・出荷伝票など有機栽培とわかる書類
		令和7年と比較して、令和8年の作付面積(園芸)を <u>3a以上</u> 拡大させる。	3		
5	温室効果ガス削減見える化ラベルの取得	・温室効果ガス削減見える化において、令和7年産農産物に対する等級を取得している。 または、 ・事業完了時までに、令和7年、または令和8年産農産物に対する等級を取得する。	5		・農産物の温室効果ガス(GHG)簡易算定シート(登録番号が記載されたもの)
6	スマート農業機械の導入	スマート農業用機械を導入する。	3		・導入する機械のカタログ
7	新規就農者	就農して間もない者(就農してから3年未満)である。	10		・就農時期を証する書類
8	地産地消	・道の駅あがの等阿賀野市内の直売所に出荷している、または、事業完了時までに出荷者登録する。 または、 ・阿賀野市内の学校給食に農産物を出荷(供給)している、または、事業完了時までに出荷(供給)する。	3		・出荷していることがわかる書類(直売所運営事業者からの請求書など)
9	堆肥の散布	令和7年と比較して、阿賀野市内で製造された堆肥の散布面積(令和8年)を10%以上拡大させる。	3		・営農・栽培等の実態を証する書類等
10	ふるさと納税	阿賀野市のふるさと納税返礼品提供事業者である、または、事業完了時までに提供事業者に登録し、返礼品を登録する。	3		・返礼品提供事業者であることがわかる書類
11	モデル性・波及性	阿賀野市内の農業経営の課題解決につながる取組みである。	3		・取組みがわかる証拠書類(写真、栽培記録など)
12	農業者の育成・後継者の育成	・農業研修生(阿賀野市内で農業を生業とする予定の者に限る)を受け入れている、または、後継者を確保している。 または、 ・事業完了時までに、農業研修生(阿賀野市内で農業を生業とする予定の者に限る)を受け入れる、または、後継者を確保する。	3		・申請書類に必要な事項を記載する。
13	事業継続・経営リスク回避	・農業版BCP(事業継続計画)を策定している、または、農業用収入保険に加入している。 または、 ・事業完了時までに、農業版BCP(事業継続計画)を策定する、または、農業用収入保険に加入する。	1		・農業版BCP(事業継続計画) ・農業用収入保険に加入していることがわかる書類
14	国県補助事業の活用	過去3年間(令和8、7、6年)において、農業用機械等の導入に関する国及び県の補助金を活用していない。	1		(市で確認します)
合 計					